

マイナポータルを活用した 転出・転入手続きを開始します

令和5年2月6日(月)から、すべての市区町村で、政府が運営するオンラインサービスであるマイナポータルを通じた、転出届の提出や転入先市区町村への来庁予定の連絡(転入予約)が可能となります。

また、マイナンバーカード(電子証明書が有効なものに限ります。)をお持ちの方が転出届をオンラインで提出した場合、転出元の市区町村への

来庁が原則不要となります。

さらに、転入先市区町村との情報連携により、マイナポータルを通じて転入時に必要な手続きや持ち物が事前に確認でき、手続き漏れや持ち物の不足等を防止することができます。

ただし、国内の転出・転入が対象となりますので、国外の転出・転入は従来通り、来庁による手続きが必要です。ご注意ください。

マイナポイント第2弾の対象となる マイナンバーカードの申請期限が再延長されました

マイナポイントとは、マイナンバーカードの新規取得等や、マイナンバーカードの「健康保険証の利用申込」、「公金受取口座の登録」をすることでもらえるポイントのことです。

マイナポイントは、マイナポイント事業に参加するキャッシュレス決済サービス(クレジットカードや交通系ICカードなど)から選んで、申し込みすることにより、それぞれサービスのポイントとして受け取れます。

この度、マイナポイント第2弾の対象となるマイナンバーカードの申請期限が「令和4年12月末」から「令和5年2月末」に再延長されました。申請期限の延長は、今回が最後になります。

なお、マイナポイント申込期限については、現行では令和5年2月末までとなっていますが、2月末までにマイナンバーカードの申請をした方がポイントを受け取れるよう、感染状況やカードの申請・交付状況等を踏まえ、今後、国から示される予定です。詳細は決まり次第、お知らせします。

マイナポイントは3つの方法・場所で申込みできます

※マイナポイントの申込みにはマイナンバーカードが必要です。

24時間、申込可能です!

スマートフォン

マイナポイントアプリをダウンロード

マイナポイントアプリ対応のスマートフォン機種は下記のQRコードからご確認ください。

パソコン

カードリーダー

マイナポイント申込サイトを検索

マイナポイント申込サイト

「マイキーID作成・登録準備ソフト」をインストールしてください。

マイナンバーカードに対応したカードリーダーが必要です。

**マイナポイント
手続スポット**

- 市区町村窓口
- KDDI (auショップ)
- NTTドコモ (ドコモショップ)
- イオングループ (総合スーパー(GMS)、一部の食品スーパー(SM))
- セブン銀行(ATM)
- ソフトバンク (ソフトバンクショップ/ワイモバイルショップ)
- ビックカメラグループ (ビックカメラ、コジマ、ソフマップ)
- ヤマダ電機
- 郵便局
- ローソン(マルチコピー機)

一部、対応していない市区町村や店舗もあります。

マイナポイント申込みの詳しい流れはこちらから確認できます!

スマートフォン、パソコンで申し込む方

手続スポットで申し込む方

マイナンバー に関する

お得な
情報を

お知らせします

■問合せ 役場町民健康課 ☎ 296-5891



マイナンバー
(個人番号)とは

マイナンバーは、住民票を有するすべての人に対し、一つの番号(12桁)を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するためのものです。

各種申請時に必要な添付書類が削減されるなど、行政手続が簡素化され、住民の皆さんの負担軽減を図る「住民の利便性の向上」や、所得や他の行政サービスの受給状況の把握や不正受給を防止する「公平・公正な社会の実現」、行政機関や地方公共団体での情報の照合などに要している時間・労力・作業の重複が削減され、手続きの正確性が向上する「行政の効率化」を図ることができます。

なお、マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の法令で定められた手続のために、国や地方公共団体、勤務先、金融機関、年金・医療保険者などに提供されるもので、マイナンバーの提供を受けた者は、こうした法令で定められた目的以外にマイナンバーを利用することはできません。

マイナンバーカード
(個人番号カード)とは

マイナンバーカード(個人番号カード)は、マイナンバーや氏名、住所、生年月日、性別が記載された顔写真付きのカードです。

マイナンバーそのものと違い様々な用途での活用が可能です。

カードのICチップには電子証明書(※)などの機能を搭載しており、これらの機能は民間事業者も含め活用することができ、電子証明書などの利用の際には、マイナンバー自体を利用したり、提供したりすることはありません。

また、町でも令和3年4月からスタートしたマイナンバーカードで、コンビニエンスストアなどのマルチコピー機から「住民票の写し、印鑑登録証明書、課税証明書」を取得できる「コンビニ交付サービス」や、健康保険証としての利用申し込みをすることで、専用端末が設置されている医療機関等でも利用することができます。

※電子証明書とは、信頼できる第三者(証局)が間違いなく本人であることを電子的に証明するもので、書面取引における印鑑証明書に代わるものといえます。

マイナンバーカード取得と電子証明書の更新の相談・手続き受付中



町では、平日お勤め等により来庁できない方のために休日に臨時開庁し、新規申請や申請後のマイナンバーカードの受け取り、電子証明書の更新に関する相談・手続きを行っています。

- ◆ 2月~3月 休日臨時開庁日
- 日程 2月12日(日)・25日(土)
3月12日(日)・25日(土)
- 時間 午前9時~正午 午後1時~午後3時
- 場所 役場町民健康課(庁舎1階)
- 問合せ 役場町民健康課 ☎ 296-5891